

2024.6.4

田村まみ参議院議員、法務委員会・厚生労働委員会連合審査会で質疑！

外国人労働者の安全衛生対策について 質疑を行いました。



武見厚生労働大臣（左）、田村まみ議員

<https://youtu.be/IQf42BIVvGk>

田村まみ参議院議員、発言抜粋

「外国人労働者の安全衛生対策について」



まみに聴かせてキャンペーンに寄せられた声

「外国人労働者に対する安全衛生教育について、政府として外国人労働者の受け入れを方針に掲げている以上、各自治体へも受け入れ体制を強化すべきであり、企業努力で安全衛生に取り組むのではなく、行政として対策すべきだと思います。」

今回は、入管法と技能実習法の一部改正案（育成就労制度の導入）に関する法務委員会と厚生労働委員会の連合審査会でした。特に、零細企業が多数を占め、労働災害発生率が全産業平均の約10倍となっている林業分野が育成就労制度の対象分野として追加される方向であることに着目し、林業分野における安全衛生対策を引き合いに出しつつ、国としての外国人労働者の安全衛生対策の強化を求めました。

●厚生労働省は、外国人労働者の安全衛生対策について、業種に合わせた安全作業マニュアルを整備し、それを活用した安全対策講習会の開催などにより安全衛生教育の実施に取り組んでいます。しかし、外国人を雇用する事業者を事業規模別にみると、従業員数が30人未満の事業所が約6割と、マニュアルだけでは対策が難しい状況です。そこで、従業員10人以上50人未満の事業所において選任義務のある安全衛生推進者による安全衛生推進業務について、実施状況の確認を義務化すべきではないか質しました。

●厚生労働大臣からは、育成就労制度における労働関係法令違反に対しては、

①監理支援機関に受入れ機関に対する指導や是正指示等を義務付けており、

②外国人育成就労機構が実地検査と必要な指導等を行い、

③主務省庁が改善命令や育成就労計画の認定取消等の行政処分を行うことで労働関係法令の順守に取り組むとの答弁がありました。

●政府の対応は、あくまで法令違反が認められる場合の取組であり、監理団体の機能が弱すぎる中でそもそも法令違反が判明しない、もしくは法令違反が認められても情報が出てこない、という状況も想定されることから、安全衛生推進者による安全衛生推進業務の実施状況の確認も含めた体制整備が必要と訴えました。